



京 都 労 働 局
平成26年11月28日
午後2時00分解禁

経済・府政記者クラブ同時資料配付

担 当	京都労働局労働基準部賃金室
	賃金室長 谷口 誠
	賃金指導官 清水和義
	電話 075-241-3215

京都府自動車（新車）小売業最低賃金額の改正決定について —発効日は12月28日—

京都地方最低賃金審議会（会長 久本憲夫 京都大学公共政策大学院教授）は、8月18日に京都労働局長（森川善樹）から5業種の京都府特定（産業別）最低賃金の改正について諮問を受け、数次にわたる審議を重ねた結果、10月29日に京都労働局長あて、当該5業種のうち京都府自動車（新車）小売業最低賃金の改正について答申を行いました。

京都労働局長は、この答申を受け所定の手続きを行い、本日11月28日に改正決定を行うとともに、同日付けで官報公示を行いました。

京都府自動車（新車）小売業最低賃金以外の4業種については、11月19日に改正決定されているため、これにより上記の諮問があった5業種すべてが改正決定されました。

- 1 京都府特定（産業別）最低賃金の改正状況は下記のとおりです。

記

特定（産業別） 最低賃金の名称	区分	改正金額	改正前	引上額	引上率	効力発生年月日
金属製品製造業最低賃金	時間額	854円	842円	12円	1.43%	平成26年12月19日
電気機械器具製造業最低賃金	時間額	853円	840円	13円	1.55%	平成26年12月19日
輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額	860円	849円	11円	1.30%	平成26年12月19日
各種商品小売業最低賃金	時間額	803円	790円	13円	1.65%	平成26年12月19日
自動車（新車）小売業最低賃金	時間額	790円	768円	22円	2.86%	平成26年12月28日

2 今回、下記の3業種については、改正諮問が行われていません。

特定（産業別） 最低賃金の名称	区分	現行金額	発効日
印刷業最低賃金	地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方の適用を受ける場合は、高い方の最低賃金が適用されます。平成26年10月22日からは京都府最低賃金時間額789円が適用されます。		
はん用・生産用・業務用機械器具製造業 最低賃金	時間額	822円	平成20年12月21日
自動車小売業最低賃金	時間額については京都府最低賃金が適用になります。ただし、日給制労働者については、自動車小売業最低賃金の日額5,926円の適用もあります。		